

旭川医科大学病院高圧ガス危害予防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院高圧ガス危害予防規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院高圧ガス危害予防規程（平成16年旭医大達第134号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第2章 保安管理体制 (保安管理組織)</p> <p>第4条 本院における保安管理組織は、別表のとおりとする。</p> <p>2 保安責任者は、病院長をもって充てる。</p> <p>3 保安責任者の代理者は、<u>事務局次長（病院担当）</u>をもって充てる。</p> <p>4 保安監督者は、施設課長をもって充てる。</p> <p>5 保安監督者の代理者は、機械係長をもって充てる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第4条第3項の規定及び別表は、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2章 保安管理体制 (保安管理組織)</p> <p>第4条 本院における保安管理組織は、別表のとおりとする。</p> <p>2 保安責任者は、病院長をもって充てる。</p> <p>3 保安責任者の代理者は、<u>病院事務部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 保安監督者は、施設課長をもって充てる。</p> <p>5 保安監督者の代理者は、機械係長をもって充てる。</p> <p>(略)</p>

別表（第4条関係）  
保安管理組織



別表（第4条関係）  
保安管理組織



別紙様式（第39条関係）（略）

**【改正理由】**

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行う  
ものである

別紙様式（第39条関係）（略）